

「災害調査」編

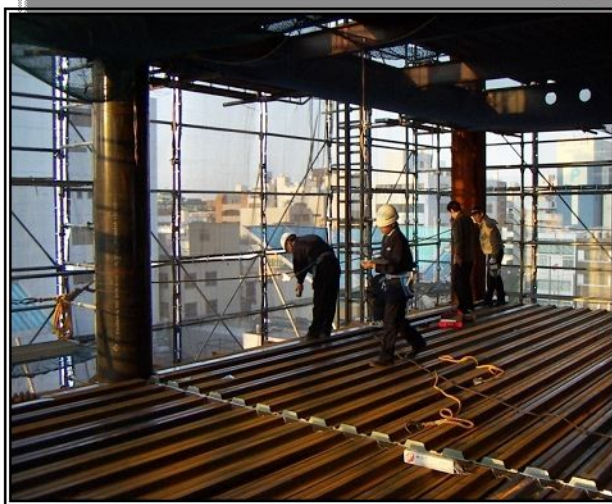
災害調査とは、工場や工事現場等において死亡災害などの重篤な労働災害が発生した場合に、災害発生現場に赴いて災害発生状況やその原因等について調査することである。

災害発生の連絡は、突然やってくる。
電話で連絡を受けた澤田監督官は、上司に報告。



報告を受けた上司の第1方面主任監督官は、チームを編成し、直ちに災害発生現場に出発しなければならない。

災害発生の連絡から、現場到着の時間は、最短であることが、現場の実態を把握する上で、重要である。



現場に到着した監督官は、責任者や関係者を立ち合わせ、災害発生状況やその原因等について調査する。

災害調査は、発生した時の現場の状況を確実に把握しなければならない。そのため、関係者からの事情聴取、災害発生箇所の写真撮影、計測等を行う。

現場の調査を終えたら、労働基準監督署へ戻り、監督・安全衛生部署の職員が全員集まり、今後の調査方針、法違反などを検討する会議を行う。

災害調査は、その後、数日をかけ、関係者からの聴取、資料の分析等も行い、災害の原因、再発防止対策等をまとめることになる。

そして、災害発生事業場に対し、再発防止のための必要な指導を行う。

(ただし、事業主が労働安全衛生法等に違反し、これが重大または悪質な場合には、刑事訴訟法に基づく司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検することもある(参考「司法処分」編))。